



とやまの福祉

地域共生社会の構築に向けて

はじめに

近年、少子高齢化の急速な進展や景気・雇用の低迷など、社会経済状況が大きく変化するなか、福祉のあり方も多様化しており、地域における福祉力の向上がますます重要になっています。また、平成23年3月に発生した東日本大震災は、人と人との絆や地域の支え合いがいかに大切かを改めて考えさせられる機会となりました。

こうしたなか、富山県では、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域でサービスを受けられる「富山型デイサービス」や、地域住民が見守り等の個別支援サービスを行う「ケアネット事業」など、本県独自の取組みを展開し、高齢者、障害者、子どもなど県民誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現に取り組んでいるところです。

こうした取組みは、事業者や地域住民の皆さんの自主的な活動や想いを制度として位置づけ、これを行政が支援するというかたちで発展してきました。例えば、「富山型デイサービス」は、専ら高齢者向けのサービスとされていた介護保険のデイサービスなどに障害児(者)の受入れが可能となるよう国に働きかけ、本県独自の制度として認められました。

また、平成23年12月に国から指定を受けた「とやま地域共生型福祉推進特区」(総合特区)における規制緩和についても、富山型デイサービス事業所における障害者の福祉的就労が可能となるなど多くの成果が得られています。

現在、保健福祉サービスの実施主体は、都道府県から市町村へと移管が進んでおり、保健福祉行政における都道府県の役割は大きく変化しつつありますが、富山県では、市町村や事業者など現場からのご意見や県民のニーズを踏まえ、公的な制度の改善などについて国へ働きかけるなど、引き続き、地域共生社会の実現に全力を尽くしてまいりたいと考えています。

このリーフレットにより、これまで富山県が取り組んできた先進的な福祉施策が県内外に広く発信されることはもちろん、地域の特色を生かした地域共生型福祉の取組みが全国各地に広がっていくことを心から願っています。

平成24年11月

富山県知事 石井隆一



目次

富山型デイサービスの推進	01
総合特区制度の活用による地域の活性化	03
ふれあいコミュニティ・ケアネット21	05
多様な保育・子育て支援サービスの充実	07
医療と介護の連携による在宅ケアの推進	09
障害児(者)の自立への支援と 高度なリハビリテーション病院の整備	11



富山型デイサービスの推進

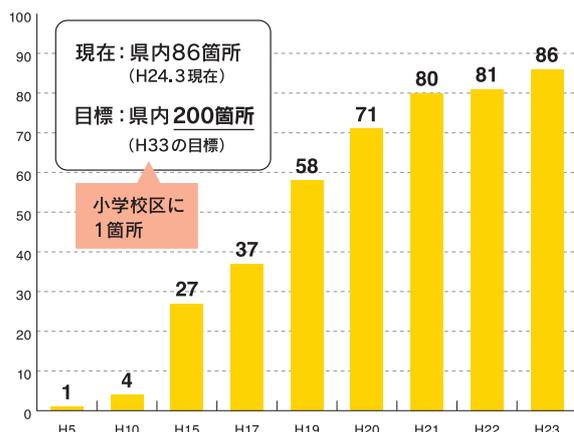
赤ちゃんからお年寄りまで、障害の有無に関わらず、誰もが一緒に住み慣れた地域でデイサービスを受けられる場所、それが「富山型デイサービス」*です。

この「富山型デイサービス」は、平成5年、病院を退職した3人の看護師の方々が開設した「このゆびと一まれ」からはじまりました。民家を使い、家庭的な雰囲気のもと、対象者を限定せずにサービスを提供するこの施設は、既存の縦割り制度にはない柔軟なサービスの形として、開所当初から全国的に注目を集めました。

富山から全国に発信した新しい福祉サービスである「富山型デイサービス」には、地域に密着し家庭的な雰囲気でも過ごせること、小規模ゆえに個々の状態に合わせたきめ細かなケアを提供できること、利用者を限定しないため、お年寄り子ども、障害者子どもなどが一緒に過ごすことによる生活上の相乗効果があること、など様々な利点があります。

*富山型デイサービスと同様のサービスについては、「地域共生ホーム」「宅幼老所」という言葉が使われることもあります。

県内事業所数の推移



富山型デイサービスの日常



コラム 富山型デイサービスの効用

富山型デイサービスには、①多機能（高齢者、障害者、子どもなど誰もが対象）、②小規模（利用定員が少なく、家庭的な雰囲気がある）、③地域密着という特徴が挙げられます。

このような特徴から、富山型デイサービスには、子どもが他人への優しさを自然と身に付けるなど、さまざまな効用があるとされており、国際医療福祉大学大学院教授の大熊由紀子氏も、その著書の中で、次のように述べています。

「認知症のお年寄りが、赤ちゃんの顔を見るとニコニコして、面倒をみるようになりました。全介助の男性の肩をもみ始めました。知的障害の重い利用者が、赤ちゃんをおぶったり、皿洗いをしたり、働き始めました。世界のあちこちの現場を訪ねてきた私から見ても、こんな温かで、自然な場には、出会ったことがありません。」

（『物語 介護保険（下）—いのちの尊厳のための70のドラマ』より抜粋）

実施内容

富山県では、身近な地域で様々な福祉ニーズに対応できる共生型福祉拠点として富山型デイサービス事業所の設置を促進しており、次のように、新たな富山型デイサービス事業者の参入を促すこと、既存の富山型デイサービス事業者の活動を支えることを目的とした様々な事業を実施しています。

ハード面の支援

■富山型デイサービス施設整備事業 (H17～)

- ◎富山型デイサービス施設の新築整備に対する助成
基準額12,000千円 (県1/3、市町村1/3、事業者1/3)

■富山型デイサービス住宅活用施設整備事業 (H17～)

- ◎民家等の改修による富山型デイサービス施設の整備に対する助成
基準額6,000千円 (県1/3、市町村1/3、事業者1/3)

ソフト面の支援

■富山型デイサービス起業家育成講座 (H14～)

- ◎富山型デイサービスを起業したい方を対象に、共生の考え方や起業に当たっての留意点や財務などの制度に関する説明、実際に起業された方の体験談などを盛り込んだ研修を開催

■富山型デイサービス職員研修 (H17～)

- ◎サービスの質の向上を図るため、富山型デイサービスに勤務する職員を対象に、高齢者、障害者、児童など、分野を横断する総合的な研修を開催

～今後の目標～

地域共生の理念を普及啓発することにより、新規の事業所設置を促進するとともに、一般のデイサービスから富山型への転換を促し、平成33年度末までに県内に200箇所（小学校区単位に1箇所）の設置を目指します。



～「富山型デイサービス」の普及・活用による地域共生社会の実現を目指して～

総合特区制度の活用による地域の活性化

富山県では、平成5年に産声をあげた「富山型デイサービス」の理念を広め、あかちゃんからお年寄りまで、年齢や障害の有無にかかわらず、住み慣れた地域で生活が継続できる「共生社会の実現」を目指しています。

「富山型デイサービス」は、従来の行政にはない民間の柔軟な発想に基づき誕生したサービス形態で、行政がこれをバックアップするというかたちで発展、拡大してきました。

具体的には、国の構造改革特区を積極的に活用して規制緩和を実現し、平成15年に「富山型デイサービス推進特区」、平成18年に「富山型福祉サービス推進特区」の認定を受け、介護保険の施設で障害児（者）がサービスを受けられるようになりました。

また、平成23年12月には地域活性化総合特区「とやま地域共生型福祉推進特区」の指定を受け、「住み慣れた地域で生活が継続できる共生社会の実現」を目指し、特区による規制緩和等について、国と協議を進めています。これまでに福祉的就労*の規制の特例措置（要件の緩和）が認められるなど大きく進展しています。

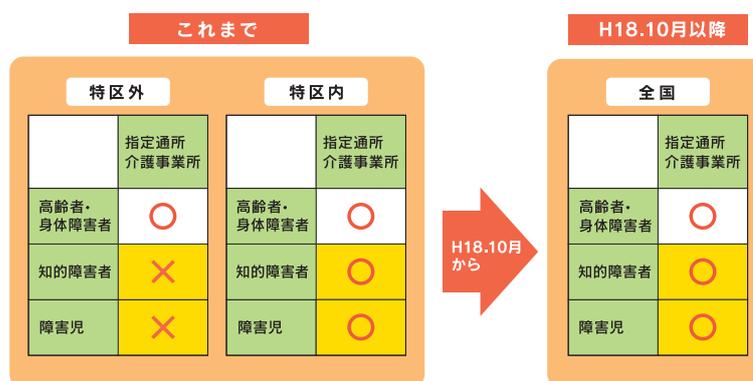
*福祉的就労…富山型デイサービス事業所等において、雇用契約によるものではなく、障害者がスタッフから助言・指導を受けながら、掃除、洗濯、配膳などの業務に従事する就労

これまでの実績

■「富山型デイサービス推進特区」（平成15年11月認定）

- ◎県と3市2町で、高齢者と身体障害者に限られていた介護保険法上の指定デイサービス事業所の利用が、知的障害者と障害児に広がりました。
- ◎障害者の指定デイサービス事業所で障害児の受入ができるようになりました。

富山型デイサービス推進特区の全国展開



■「富山型福祉サービス推進特区」（平成18年7月認定）

- ◎県と2市1町で、介護保険の小規模多機能型居宅介護事業所において障害児（者）の通所サービス（生活介護、自立訓練、児童デイ）、宿泊サービスの利用が可能となりました。
- ◎通所サービスの生活介護は平成22年6月から、宿泊サービスは平成23年6月から全国展開となりました。

総合特区の内容

「とやま地域共生型福祉推進特区」における規制緩和等について、国との協議を重ねてきた結果、次のとおり実現に向けて大きく進展しました。

■障害者・高齢者等の身近な地域での居場所の確保

◎特区（富山県）内において、富山型デイサービス事業所における少人数の福祉的就労について、障害者自立支援給付の対象とすることが可能となりました。

■障害者・高齢者等の地域生活の支援

◎デイサービス事業所における緊急の宿泊について、介護保険給付又は障害者自立支援給付の対象とすることが可能となりました。

◎富山型デイサービス事業所（障害の基準該当事業所）に対し、指定障害福祉サービス事業所と同様の送迎加算が適用されることとなりました。

■障害者・高齢者の住まいの確保（コラム参照）

◎認知症高齢者と障害者のグループホームを併設する場合に、玄関、台所などの居室以外の設備の共用が可能となりました。

～今後の目標～

県では、この総合特区制度を活用して、共生社会の実現に向けた取組みをさらに推進するとともに、富山で生まれた地域共生型福祉の取組みを全国に発信していきたいと考えています。

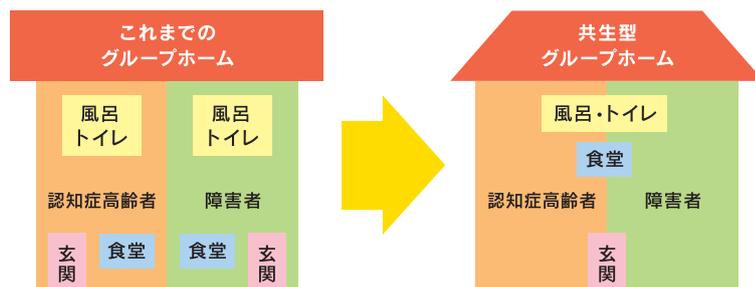
コラム 共生型グループホーム

一口にグループホームと言っても、認知症高齢者グループホームと障害者グループホームとでは、歴史的経緯や制度上の施設基準等が異なっており、これまで両者を一体的に整備するという事例はほとんどありませんでした。

このような中、「障害のある子が大きくなり、親が年老いて認知症になったとしても、親子で一緒に居住できる場が必要ではないか」、「認知症高齢者と障害者が一緒に住むことによってケアの相乗効果が期待できるのではないか」という着想のもとに生まれたのが、認知症高齢者と障害者が共に生活する「共生型グループホーム」です。

とやま地域共生型福祉推進特区に関する協議の結果、認知症高齢者グループホームと障害者グループホームを併設する場合、市町村の条例で規定することにより、居室以外の設備の共用が可能である旨が国から示されたことから、今後、共生型グループホームの設置促進が期待されます。

共生型グループホームの設置促進 日常生活に必要な共用設備の兼用が可能に



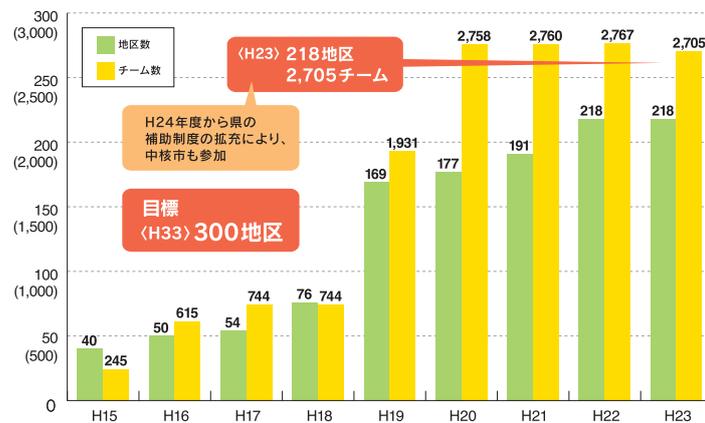
ふれあいコミュニティ・ケアネット21

富山県では、全国より高齢化が早く、福祉ニーズが複雑・多様化してきたこともあり、平成15年から、県が各市町村、社会福祉協議会と連携して、ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業（ケアネット活動）を全県的に実施しています。高齢者、障害者、健康や生活に不安のある方、介護や子育てに悩んでいる方、母子家庭等の支援が必要な世帯を広く対象として、地域の人々自らがチームをつくり、見守りや声かけ、話し相手、ゴミ出し、除雪、買物代行などの生活支援サービスを提供する、地域住民相互の支え合いづくりを推進してきました。

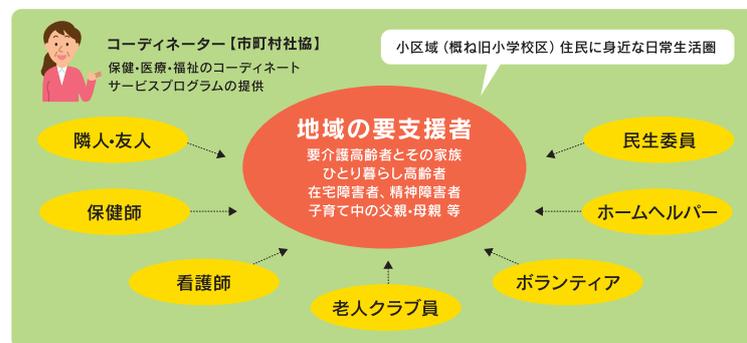
ケアネット活動では、医療、保健、福祉など生活を支援する専門職ともネットワークを形成することで、誰もが住み慣れた場所で安心して生活できる地域づくりを目指しています。

現在、国では、地域で高齢者等を支える仕組みとして、介護保険や医療保険などの社会保険制度のみならず、地域におけるインフォーマル・セクター（互助）による見守り、配食、買い物など多様な生活支援サービスの提供を重視した地域包括ケアシステムの構築を推進していますが、富山県におけるケアネット活動は、地域包括ケアの理念を先取りしていたものと言えます。

ケアネット実施地区数・チーム数の推移



ケアネット事業



要支援者に適した個別支援サービスの提供

- ケアネットチームの編成
- 見守り、安否確認、個別支援（話し相手、ゴミ出し、買物代行、除雪等）を実施

実施内容

富山県では、地域の福祉意識を醸成するためのふれあいサロン等の開催や、地域の支援が必要な方々に対する見守りや声かけ等の個別支援サービスの実施について、県社会福祉協議会を通じて市町村社会福祉協議会に対して助成しています。（ふれあいコミュニティ・ケアネット21事業）

補助対象等は次のとおりですが、ケアネット型事業の実施は必須となっています。

■ふれあい型事業

- ◎ふれあいサロン、世代間交流会、子育てサロン、情報誌の発刊等を実施
各地区での補助対象額30万円（上限）、補助率1/6

■ケアネット型事業

- ◎地域の要支援者一人ひとりに対し、見守りや声かけなどの個別支援サービスを提供
各地区での補助対象額30万円（上限）、補助率1/3

このほか、市町村社会福祉協議会に設置されているケアネットセンターにケアネット活動コーディネーターを配置し、要支援者一人ひとりに合ったサービスプログラムの作成、ケアネットチームの編成、専門機関との連絡調整等を行う「ケアネットセンター運営事業」に対し助成をおこなっています。

また、シンポジウムの開催やパンフレットの作成によるケアネット活動の普及啓発、地域リーダーの養成等に対し助成しています。

～今後の目標～

人に寄り添い支え合う心を醸成することにより、県内全ての地区社会福祉協議会（300地区）での実施を目指します。

コラム 支え合いマップの作成

滑川市社会福祉協議会では、一人暮らし高齢者等の地域の要支援者を地域住民の手でサポートするため、「支え合いマップ」を作成し、ケアネット活動による個別支援の一助としています。

支え合いマップとは、地域の要支援者の自宅に印を付け、友人や知人宅、よく行く場所等の交友関係を結ぶ矢印等が書き入れられたものです。この支え合いマップの活用により、地域で孤立状態にある方や地域の支え合いの中心となる人物の存在を明らかにでき、一人ひとりのニーズに合った支援方法を考える手がかりとなっています。



多様な保育・ 子育て支援サービスの充実

富山県では、「子どもの笑顔と元気な声があふれる 活気ある地域社会」の実現を目指し、子育て家庭が喜びをもって安心して子どもを育てられるよう、子どもや保護者のライフステージに応じた切れ目のない多様な保育・子育て支援サービスを充実するとともに、子育てと両立できる職場環境の整備、経済的負担の軽減、母と子の健康づくり等の対策を総合的に推進しています。

特に本県は、女性の就業率が高く保育ニーズが高いにもかかわらず、保育所の整備や年度途中入所促進事業の実施等により、平成16年度から保育所の待機児童はゼロを達成しています。

また、国の次世代育成対策推進法では、「一般事業主行動計画」の策定は従業員101人以上の企業に義務付けられているのに対し、本県では条例により従業員51人以上の企業に義務付けを拡大することなどにより、仕事と子育ての両立支援に努めています。

とやまっ子さんさん広場



実施内容

■保育サービスの充実

◎年度途中入所促進事業（コラム1参照）

年度途中で乳児又は1・2歳児を受け入れる保育所に対し保育士配置経費を助成しています。

◎すこやか保育推進事業

乳児保育の安全を確保するため、乳児を9名以上保育する保育所において看護師又は保健師の配置経費を助成しています。

◎ハートフル保育支援事業

発達障害児等の保育の支援のため、保育所等への専門家の派遣や研修等を実施しています。

■放課後の居場所づくりの充実

◎放課後児童クラブの充実

国基準に上乘せし、小規模クラブに助成するとともに、18時を超えて開設するクラブに加算を行っています。

◎とやまっ子さんさん広場

地域住民やNPO等による自主的な子どもの居場所づくり活動に助成しています。

とやまっ子さんさん広場事業実施箇所数 H17:5箇所→H23:22箇所

■子育て家庭の精神的・身体的・経済的負担の軽減

- ◎「子育て応援券」の配付（コラム2参照）
子どもが生まれた家庭に保育サービス等利用券を配付（第1・2子1万円、第3子以降3万円）しています。
- ◎多子世帯への保育料の軽減
第3子以降の児童の保育料を年齢に応じて1/2又は2/3以下に軽減しています。
- ◎乳幼児医療費助成
県は基盤的な制度を維持し、各市町村が対象年齢等を拡充し、小6又は中3まで助成されています。
- ◎産婦健康診査や妊産婦医療費助成
市町村が行う産婦健康診査の公費負担や、妊産婦医療費助成に対する補助を行っています。
- ◎特定不妊治療費助成
保険適用とならない特定の不妊治療（体外受精、顕微受精）について、国庫補助対象に加え要件を拡大して助成（所得制限、通算助成年数の制限無し、2年目以降も年3回まで助成）しています。

■仕事と子育ての両立支援

- ◎一般事業主行動計画の策定
条例により、従業員51人以上の企業に一般事業主行動計画の策定を義務付けています。
- ◎事業所内保育施設に対する助成
国基準に上乘せし、定員10名未満の事業所内保育施設の設置、運営に対し助成しています。

コラム1 年度途中入所促進事業

保育所入所については、母親等の育児休業の終了に伴い、年度途中に入所を希望するケースがあります。しかしながら、保育士の配置の都合等により、入所が認められない場合があります。このため富山県では、年度途中に乳児又は1・2歳児を受け入れる保育所に対して保育士配置経費を助成し、年度途中からでも保護者が希望すればスムーズに入所できるよう支援してきました。このような事業の実施も、保育所の待機児童ゼロの実現に寄与しているものと考えられます。

コラム2 子育て応援券

一時保育や病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センターの一時預かりなど、保育・育児支援サービス等の利用を促進することで、子育て家庭の精神的・身体的・経済的な負担の軽減を図ることを目的として、子どもが生まれた家庭に配付しているサービス利用券です。各種の保育・育児支援サービスのほか、読み聞かせ絵本の購入や任意の予防接種などにも利用できます。

この応援券の配付事業は、県単独医療費助成制度に所得制限を導入することにより生み出せた財源を活用し、全額県費により平成20年10月から実施しています。この事業は、県民からの意見や要望を踏まえ導入したものであり、応援券の提供により「行政も子育てを支えます」というメッセージを伝え、みんなで子育てを応援するという社会の雰囲気が醸成されることを期待しています。

医療と介護の連携による在宅ケアの推進

富山県は持ち家率が高く、多くの県民が、高齢になって介護が必要となった場合でも、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを希望しています。しかしながら、本県では、これまで介護保険施設等の整備が積極的に進められてきた一方で、在宅サービス基盤の整備が十分に進んでいないことなどから、要介護状態になった場合に施設等に入所する方々の割合が他県と比較して高くなっています。このため、関係者が幅広く参画する「あんしん在宅医療・訪問看護推進会議」での議論や、県内全医療機関を対象としたアンケート調査の結果などを踏まえ、各地域の実情に合わせた柔軟な連携の仕方による在宅療養を支援するサービス基盤の整備に取り組んできました。

特に、本県の新川地域で構築されている在宅医療療養の仕組み（開業医がグループを形成し主治医不在時にも副主治医が対応、ICTを活用し薬剤師など多職種が連携）は、新川モデルとして注目されています。

訪問看護



コラム1 在宅医療の基盤整備

「自分の最期を住み慣れた自宅で迎えたい」そのような要望に応えるため、自宅で療養を行い、医師などが訪ねて診療する在宅医療。急速に進む高齢化を受け、在宅医療の必要性が高まる中、本県では入善町にある中川医院院長の中川彦人氏を中心とした新川地域在宅医療療養連携協議会が、在宅医療の基盤整備に精力的に取り組んでいます。

中川氏らは、主治医1人に副主治医2人の3人体制で医師のグループを作り、主治医が診療できないときは副主治医がバックアップする体制を構築。患者からも、「主治医の先生が不在でも診てもらえるので安心」といった声が寄せられています。

このような取組みを行政もサポート。県新川厚生センターでは、各種研修会の開催等を通じ、在宅医療に関わる多職種間の“顔の見える関係づくり”の推進や連携におけるファシリテーター（議論の調整役）としての役割を担っています。

実施内容

富山県では在宅医療・在宅介護サービスや在宅療養を支援するサービス基盤の整備促進に努めるとともに、在宅療養者やその介護者が24時間安心できるサービス提供体制の整備を推進しています。

また、入院から在宅へ円滑かつ不安なく移行できるよう、病診連携を進めるとともに、多職種のチームケアにより療養生活全般が支えられるよう、医療・介護サービスの連携促進に努めています。

■在宅医療チームづくり推進支援事業（コラム1参照）

◎24時間365日対応可能な在宅医療を提供する開業医等グループの創設を支援するため、グループメンバー等の勉強会等の開催や関係者・住民への普及啓発等に要する経費を助成

補助額：1団体あたり800千円（定額）

在宅医療に取り組む開業医グループ数 2グループ（H19.10）→13グループ（H24.8）

■在宅医療支援センター支援事業

◎開業医のグループ化やその活動を支援するため、郡市医師会が設置する「在宅医療支援センター」の運営費を助成（2医療圏（新川・高岡）→4医療圏に拡充）

補助額：1医療圏あたり6,000千円（定額）

■医療系ショートステイ病床確保事業（コラム2参照）

◎介護家族の急病・急用等の緊急時に在宅療養者を受け入れるショートステイ専用床を医療機関に確保（1医療機関あたり2床）

基準額：1医療機関あたり4,200千円（委託）

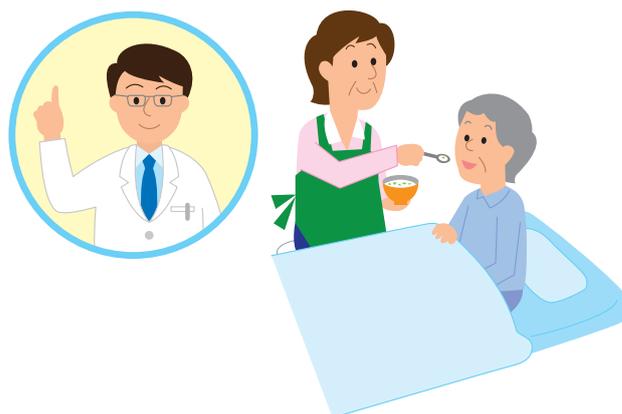
■訪問看護ステーション設備整備事業

◎訪問看護ステーションの新規開設に係る設備整備費を助成

基準額：3,000千円（県1/2、事業者1/2）

コラム2 医療系ショートステイ病床確保事業

在宅療養者やその家族が安心して療養生活をおくることができるよう、家族の急病・急用等の緊急時に、在宅療養者を受け入れるショートステイ（短期入所）サービスを確保することが不可欠です。近年、ショートステイサービスの整備が進みつつありますが、通常のショートステイでは、人工呼吸器の装着など特別な医学的管理を必要とする在宅療養者には対応できません。このため、県の事業として、4病院で計8床を医療系ショートステイの専用病床として確保し、専門的な医療的ケアを必要とする在宅療養者であっても緊急時に安心して短期入所サービスを受け入れることができる体制を設けています。



障害児(者)の自立への支援と 高度なリハビリテーション病院の整備

富山県では、障害児(者)とその家族が、ライフステージに応じて地域でいきいきと生活できるように、地域における専門的な相談や一時的な預かりの実施、また放課後や長期休暇における遊び場の確保等を通じ、地域で生活する障害児(者)と保護者を支えています。

また、高度なリハビリテーションの提供や、特別なニーズを有する子どもへの診療機能の充実が求められており、これに対応するため、高志リハビリテーション病院、高志学園、高志通園センターの3施設を再編整備し、新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター(仮称)の整備を進めています。

実施内容

【地域での生活への支援】

障害児等療育支援事業

在宅障害児及び知的障害者の地域における生活を支援するため訪問・外来・施設支援により療育相談やサービス提供援助を行います。(障害者施設に委託。障害児分は、児童発達支援センターに委託。)

在宅障害児(者) デイケア事業

家庭で介護することが困難な場合に、施設等で一時的に保護する経費に対し助成しています。

重症心身障害児者3,100円/人・日、重症心身障害児者以外2,400円/人・日(県1/2、市(※富山市を除く)町村1/2)

障害児わくわく子育て支援事業

特別支援学校等の児童生徒に対し、放課後等に集団活動や生活訓練等を行う経費に対し補助しています。

(県1/2、市町村1/2)

コラム 黒部学園 ～ユニットケアの提供～

平成20年に竣工した福祉型障害児入所施設「富山県立黒部学園」では、従来高齢者施設で導入されてきたユニットケア*を知的障害児のケアに取り入れ、家庭的な雰囲気の中で、年齢や障害特性に応じた療育を提供しています。また、在宅児童への支援や地域との交流連携の機能を備えた地域支援スペースを設置するなど、地域に開かれた施設を目指しています。

*ユニットケア…大規模な施設では画一的で流れ作業的なケアが行われがちであるという問題提起のもと、少数のグループ毎の生活単位(ユニット)でケアを行い、入居者の個性や生活リズムに配慮しつつ、家庭的な雰囲気の中で入居者が相互に社会的関係を築くことを支援する個別ケアの形態です。富山県内の特別養護老人ホーム「おらはうす宇奈月(平成6年、外山義氏設計)」を原型として、全国に広がっていきました。

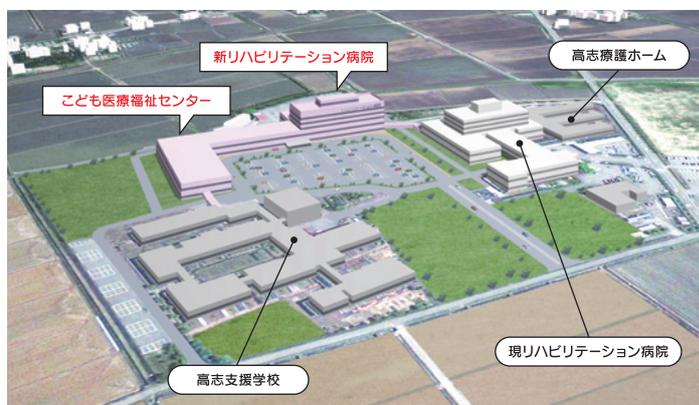
新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）の整備

高志リハビリテーション病院、高志学園、高志通園センターについては、それぞれ、リハビリテーションの中核病院、肢体不自由児入所施設、肢体不自由児・難聴幼児通園施設として、昭和52年から昭和59年にかけて富山県社会福祉総合センター（富山市下飯野）に整備され、以来、障害児(者)に対して高度・専門的なリハビリテーション医療等を提供し、社会復帰及び家庭復帰の促進を図ってきました。

しかしながら、各施設とも建築から30年程度が経過する中で老朽化、狭隘化し、障害者や高齢者の多様なニーズを踏まえた十分なサービスを展開するのは困難な状況になってきました。

このため、3施設を全面改築・再編し、本県の地域包括ケアの基盤施設として、高度・先進的なリハビリテーション医療、重症の心身障害児や発達障害児等に対する支援を行う新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）の整備を進めています。

新たな総合リハビリテーション病院・こども医療福祉センター（仮称）完成イメージ図



新病院の計画概要

概算事業費 74億円（うち、37億円は地域医療再生基金を活用）

病床数等 リハビリテーション病院：150床（うち回復期リハ病床100床）

こどもセンター：入所定員50名（うち重症児病床20床程度）、短期入所2名
通所定員70名

新病院の基本的コンセプト

- ◎ チームアプローチにより高度専門的なリハビリ医療を提供し、入院日数の大幅短縮を目指します。
（平均入院日数：現在87.6日→目標70日）
- ◎ 地域リハビリテーション支援機能を強化し、回復期から在宅へと連なる切れ目ない医療提供体制を構築します。
- ◎ 重症児病床を整備し、NICUを退院した重症児等などの受け入れ機能を強化します。
- ◎ 児童精神科医療の充実等、多様な障害への対応を強化します。

整備スケジュール

- ・ H23年 6月 新病院の整備構想を中核とした地域医療再生計画を国に提出
- ・ H23年 11月 整備検討委員会を設置
- ・ H24年 3月 基本計画を策定
- ・ H24年 7月 基本設計に着手
- ・ H25年 ～ 実施設計、建設工事（予定）
- ・ H27年 10月 新病院の開院（予定）



とやまの福祉

【厚生部 厚生企画課】

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁本館2階
TEL.076-444-3197 FAX.076-444-3491